

ガイドライン	議案判断基準
<p>1. 株主議決権行使の目的</p> <p>アセットマネジメントOne株式会社（以下、「当社」という）は、お客さまと社会に貢献する資産運用会社として適切なスチュワードシップ活動を行い、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、経済・社会の健全な発展に貢献したいと考えています。</p> <p>当社は、スチュワードシップ責任を果たす上で、株主議決権行使を最も重要な取組みの一つとして位置付けています。実際の議決権行使に当っては、企業に対し、中長期的な株主利益の最大化を目的とした経営を行うよう強く求めるとともに、適切なガバナンスの下、環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促します。</p> <p>2. 利益相反の管理態勢</p> <p>上記の議決権行使の目的を達成する上で、当社親会社およびグループ会社等の利益相反のおそれのある対象先の議決権行使については、適切な行使判断および管理を行う態勢を構築します。</p> <p>具体的には、経営政策委員会として設置された「責任投資委員会」が議決権行使をはじめとしたスチュワードシップ活動全般を統括するとともに、利益相反の適切な管理を行います。責任投資委員会は、運用本部長を委員長、リスク管理本部長等を委員とし、経営企画・営業部門から独立した資産運用部門において審議を尽くし、責任投資を推進します。監査等委員が責任投資委員会に出席するなど、適切な牽制態勢を構築します。</p> <p>この責任投資委員会では、利益相反等の観点で最も重要な議案および議決権行使ガイドラインの制定・改廃等の審議を行うとともに、スチュワードシップ責任の履行状況の評価・見直しや投資先企業との対話（エンゲージメント）等、スチュワードシップ活動全般に関する事項について審議、報告を行います。</p> <p>親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。その行使結果については、取締役会および監査等委員会に報告することによって、モニタリングする態勢を構築しております。</p>	

ガイドライン	議案判断基準
<p>責任投資委員会の下部組織として、「議決権行使部会」を設置し、個別議案（責任投資委員会で審議対象とする「利益相反等の観点で最も重要な議案」を除く）について、適切な議決権行使を行います。なお、議決権行使部会で審議された議決権行使結果については、責任投資委員会へ報告されます。</p> <p>3. 議決権行使の考え方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>議決権行使に当たり、上記「株主議決権行使の目的」を達成し、投資先企業における適切なコーポレートガバナンスを促すため、下記の通り議決権行使基準を定めます。</p> <p>また、中長期的な株主利益に適った実効性のある議決権行使基準となるよう、経済・社会の変化に合わせて、議決権行使基準を適宜見直して参ります。</p> <p>(2) エンゲージメントとの関係</p> <p>当社では議決権行使の判断に当たり、単に形式的な判断基準に留まることなく、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）に基づき、賛否判断を行うことを重視します。当該対話に基づく議案判断を行う場合、責任投資委員会または議決権行使部会において重要な議案として審議され、適切に行使判断を行います。</p> <p>また、コーポレートガバナンスに関して、議決権行使基準として画一的な基準を設けることが相応しくない課題等については、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）による解決を目指します。</p> <p>(3) 議決権行使のプロセス</p> <p>当社では議案種別ごとに定めた議決権行使基準に基づき、公正に議案判断を行います。ただし、法令違反等の不祥事や株主資本効率が低位にある場合など、コーポレートガバナンスに課題が生じている企業の議決権行使については、株主利益の中長期的な最大化を図る上で、慎重な判断を行います。この場合、予め対象銘柄のスクリーニングを実施し、責任投資委員会または議決権行使部会において、重要な議案として適切な審議を行う態勢を構築しております。また、必要に応じて企業との対話（エンゲージメント）を実施し、適切な議案判断を行います。</p>	<p>○具体的な判断を行う事前の準備として、4. A（1）取締役会、（2）監査役会および（3）役員報酬等においてはメディアチェックを、4. A.（1）取締役会、（3）役員報酬および4. B.（1）剰余金処分等においては業績チェックをそれぞれ行い、個別精査を行う必要のある企業を抽出する。</p>

ガイドライン	議案判断基準
<p>4. 具体的な議決権行使基準</p> <p>当社は議案種別ごとに議決権行使基準を定めております。具体的な議決権行使基準およびその前提となる考え方は以下の通りです。</p> <p>A. 執行・監督機関に関する議案</p> <p>取締役および取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ることが必要である。</p> <p>適切なコーポレートガバナンスの実現に向けて、取締役は経営陣（執行役および執行役員を含む）および取締役相互において、実効性の高い監督を行うべきである。</p> <p>監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、取締役等の職務執行の監査等において、独立した立場において適切な判断を行うことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不祥事等に関するメディアチェック 日系主要紙・監督省庁ホームページ等にて、法令違反・不祥事等への関与等の記事が掲載された企業について抽出する。 ・業績チェック 資本が有効に活用されず株主価値が著しく毀損されている、もしくは株主への還元が不十分と考えられる企業を以下のような項目を勘案して抽出する。 <ul style="list-style-type: none"> ①3期連続赤字かつ3期連続無配 ②資本の額が前期比で50%未満 ③債務超過 ④3期連続で東証一部上場銘柄のROE下位1/3分位未満 ⑤総還元性向が3期連続30%未満かつ3期連続ROE8%未満（赤字企業除く）

ガイドライン	議案判断基準
<p>こうした役割・責務は、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用している場合においても、適切に果たされるべきである。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>①取締役会の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役会設置会社から指名委員会等設置会社または監査等委員会設置会社への移行は、原則として賛成する。 ・企業規模に照らして取締役の人数が極端に多く、取締役会における意思決定等、効率性の観点から改善が必要と判断される場合、原則として反対する。 ・取締役の増員については、経営の効率性を損なうおそれがあることから、合理的な理由がない限り原則として反対する。 <p>②取締役の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反・不祥事等が発生し、株主価値の毀損もしくは社会的信用の失墜により経営上の影響が生じている場合は、当該不祥事等に関して責任があると認められる取締役の再任または選任(※)に対し、原則として反対する。 <p>(※)当該不祥事等に関与したと認められる使用人が取締役に選任された場合、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績が3年以上連続して赤字かつ無配、もしくは債務超過、資本が大幅に減少している企業に対し、業績低迷によって生じた株主価値毀損の責は経営を担う取締役にありと判断し、3年以上在任した取締役の再任に原則として反対する。 ・資本生産性が3年以上連続して低迷している企業に対し、前項と同様に業績低迷によって生じた株主価値毀損の責は経営を担う取締役にありと判断し、3年以上在任した取締役の再任に原則として反対する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指名委員会等設置会社から監査等委員会設置会社および監査役会設置会社への移行、監査等委員会設置会社から監査役会設置会社への移行については、原則反対。 ○取締役会規模については、改選後20名以上の場合は、代表取締役に反対。 ○業績チェックのうち ①3期連続赤字かつ3期連続無配に該当する企業については、取締役増員に反対。その場合は代表取締役に反対。 ○法令違反・不祥事等に該当する場合は原則反対(詳細後述) ○業績チェックのうち、①3期連続赤字かつ3期連続無配、②資本の額が前期比で50%未満、③債務超過または④3期連続で東証一部上場銘柄のROE下位1/3分位未満に該当する企業については、「業種特性上やむを得ないと考えられる場合」などを除き原則反対。

ガイドライン	議案判断基準
<p>③社外取締役の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役の選任において、その独立性(※)が確保されていないと判断される候補者は、原則として反対する。 ・社外取締役による取締役会への監督・牽制機能および実効性を確保する観点から、取締役会への出席率等を勘案し、問題があると認められる社外取締役の再任に対し、原則として反対する。 ・取締役会に社外取締役が複数名選任されていない場合、経営の健全性や透明性が損なわれるおそれがあると判断されるため、代表取締役の再任に対し、原則として反対する。 ・不祥事等により株主価値が毀損されたと判断される企業において、社外取締役が1名も選任されていない場合、当該企業の取締役会の監督・牽制機能は十分果たされていないと判断され、取締役の再任者全員に対して原則として反対する。 <p>(※)独立性基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該企業との利害関係を一切有しない独立した立場であることを前提とする。具体的には、金融商品取引所への独立役員としての届出の有無により、要件は異なる。 ・金融商品取引所へ独立役員として届出を行う予定がある場合、以下の要件を充足すること。 <ul style="list-style-type: none"> －当該企業の大株主企業に過去10年以内に在籍した実績がないこと ・金融商品取引所へ独立役員として届出を行わない場合、以下の要件のすべてを充足すること。 <ul style="list-style-type: none"> －当該企業の大株主企業に過去10年以内に在籍した実績がないこと －過去2年以内に当該企業と顧問契約等のある弁護士事務所、会計事務所、監査法人、コンサルティング会社から役員報酬以外の顧問報酬等を受領した実績がないこと、および役員就任後に受領する可能性がないこと －当該企業の取締役または監査役と親族関係(三親等以内)のないこと －当該企業の特定関係事業者の出身者でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本投資環境研究所、ガバナンスビジョンズの提供データをもとに判断（大株主基準（10%以上）、親族（親族が取締役・監査役の場合）、顧問等独立性、特定関係事業者、東証独立役員で判断）。 ○取締役会への出席率が75%未満の場合に原則として反対とする。また、他の企業の役員との兼任状況については、明らかに問題がある場合は、個別に判断する。 ○総会後に社外取締役が複数名在任していないことが明確である場合には、代表取締役に反対。 ○不祥事等は社会的問題となる極端な場合に対応。 ○大株主とは「持株比率10%以上の大株主」を指す。 ○大株主企業への在籍（グループ含む）があった場合、再建中/合併予定等の個別の企業の状況にかかわらず反対 ○候補者または所属事務所等が過去2年間に顧問契約やアドバイザー契約等を締結しかつ今後も継続する可能性があるか、当該候補者が現在当該企業を担当し今後も継続する可能性がある監査法人の出身者（現職もしくは退職後2年以内※）である場合に当該候補者の選任に反対。 ※コンサル等の当該監査法人グループ会社へ転職した場合、監査法人在任とは通算しない。 ○親族関係とは「三親等以内」を指す。

ガイドライン	議案判断基準
<p>(2) 監査役会</p> <p>①監査役会の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の構成の項で述べた通り、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社または監査等委員会設置会社への移行は、原則として賛成する。 ・監査役の減員については、経営の健全性や透明性が損なわれるおそれがあり、その合理性に欠く場合、原則として反対する。 <p>②監査役の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反・不祥事等が発生し、株主価値の毀損もしくは社会的信用の失墜により経営上の影響が生じている場合は、当該不祥事等に関して責任があると認められる監査役の再任または選任(※)に対し、原則として反対する。 (※)当該不祥事等に関与したと認められる使用人が監査役に選任された場合、原則として反対する。 <p>③社外監査役の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外監査役の選任において、その独立性(※)が確保されていないと判断される候補者は、原則として反対する。 ・社外監査役による取締役会・監査役会への監査・牽制機能および実効性を確保する観点から、取締役会・監査役会への出席率等を勘案し、問題があると認められる社外監査役の再任に対し、原則として反対する。 <p>(※)独立性基準 社外取締役の独立性基準に準ずる。</p>	<p>○監査役減員については、監査役総数または社外監査役が1名以上減員し、合理的な理由がない場合は、代表取締役に反対。</p> <p>○法令違反・不祥事等に該当の場合、原則反対。</p> <p>○社外取締役同様に、日本投資環境研究所、ガバナンスビジョンズデータをもとに判断。</p> <p>○取締役会または監査役会への出席率が75%未満の場合に原則として反対とする。また、他の企業の役員との兼任状況については、明らかに問題がある場合は、個別に判断する。</p>

ガイドライン	議案判断基準
<p>(3) 役員報酬</p> <p>①役員報酬に係る議案（役員賞与・退職慰労金等を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を担う取締役（社外取締役を除く）の役員報酬は、中長期的な株主利益の最大化を目指す上で業績連動であることが望ましい。 ・不祥事等により株主価値が毀損されたと判断される企業における役員報酬の増額、もしくは役員賞与・退職慰労金の支給に対し、原則として反対する。 ・業績が3年以上連続して赤字かつ無配、もしくは債務超過、資本が大幅に減少している企業における役員報酬の増額、もしくは役員賞与・退職慰労金の支給に対し、原則として反対する。ただし、合理的な理由があると判断される場合はこの限りではない。 ・経営に対する監督・牽制機能が期待される社外取締役および監査役（社内・社外を含む）への退職慰労金支給に対し、原則として反対する。 <p>(4) ストックオプション（株式報酬等）</p> <p>①ストックオプションに係る議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックオプション制度の導入については、原則として賛成する。ただし、以下の要件に該当する場合、合理的な理由がない限り会社提案に反対する。 <ul style="list-style-type: none"> － 株主価値の希薄化に一定の影響を与える場合 － 行使価格やスキーム等に関する決定方法に問題があると判断される場合 － 付与対象者として相応しくないと判断される者が含まれる場合（経営に対する監督・牽制機能が期待される社外取締役、監査役が含まれる場合、もしくは社外の者等が含まれる場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○法令違反・不祥事等に該当する場合、役員報酬の増額、役員賞与・退職慰労金の支給に反対。 ○業績チェックのうち、①3期連続赤字かつ3期連続無配、②資本の額が前期比で50%未満または③債務超過に該当する企業について、合理的な理由が認められない場合は反対。 ○退職慰労金の制度廃止に伴う清算的支給（打ち切り支給）は、例外的に賛成とし、制度廃止の後押しとする。 ○発行済み株式数の5%以上に反対（過去に付与したストックオプション(有効期間内かつ未行使部分)は考慮せず、当該議案で発行されるオプションに係る株式数が発行済み株式数の5%以上の場合に反対)。 ○発行会社の監査役や社外取締役、（発行会社・子会社・関連会社含む）グループ会社以外の社外者（アドバイザー等）は、原則反対 ※子会社・関連会社の監査役・社外取締役については、発行会社のガバナンスに影響しないという考えのもと賛成。

ガイドライン	議案判断基準
<p>B. 資本政策・剰余金処分</p> <p>資本は株主に帰属するものであり、企業が有効に活用し、株主価値を向上させると共に、株主に対し利益を還元すべきものである。企業の資本政策が事業展開を阻害し、企業の将来的な価値を低下させる、若しくは株主利益を著しく減少させるような場合には、議決権行使により政策の変更を求める。</p> <p>(1)剰余金処分</p> <p>①配当に関する議案</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本生産性の水準を勘案した上で、総還元性向が3年以上連続して低水準にある企業の場合、株主還元が不十分と判断し、剰余金処分に対し原則として反対する。ただし、剰余金処分により財務が不安定になる可能性があるとは判断される場合は、当処分案の妥当性を個別に判断する。 過剰な剰余金処分は株主価値を毀損するおそれがあると考えられるため、自己資本の水準等を勘案した上で個別に判断する。 <p>②配当以外の剰余金処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 配当以外の剰余金処分については、企業価値向上の観点から個別に判断する。 自社株取得については、肯定的に判断する。 監査報告書に不適正意見、監査意見差控えが付加されている場合の剰余金処分案は原則として反対する。 <p>③剰余金処分案が株主総会に付議されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 剰余金処分が反対すべき内容で、当剰余金処分案が付議されない場合は、取締役選任議案にて判断する。 	<p>○過少配当基準として、業績チェックのうち⑤総還元性向が3期連続30%未満かつ3期連続ROE8%未満（赤字企業除く）に該当する企業について、財務不安定な場合を除き、原則反対。</p> <p>○過剰配当基準として、総還元性向100%以上かマイナス（利益が赤字である場合）である場合は、個別に判断。</p> <p>○配当以外の剰余金処分議案は、必要に応じて個別判断。</p> <p>○過少配当基準に該当する場合は、3年以上在任取締役の再任に反対。ただし、過剰配当基準に該当する場合は、取締役の再任に反対。</p>

ガイドライン	議案判断基準
<p>ー 上記のほか、以下の観点に沿って個別精査し、特に問題のある場合 「検討期間」、「買収防衛策の見直し時期」、「中長期的な業績動向」、「創業者等の大株主構成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買収防衛策が上記基準に基づき反対すべき内容で、株主総会に付議されていない場合は、取締役選任議案にて判断する。 <p>(2)定款変更</p> <p>①定款変更に係る議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主利益に反するおそれがない限り、原則として賛成する。 ・ただし、以下の要件の何れかに該当する場合には反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ー 発行可能株式総数の大幅な拡大 ー 特別決議の定足数引下げ、組織再編の決議要件の加重、取締役解任の決議要件の加重、取締役の任期伸長・分散、決議拒否権条項付種類株式（いわゆる黄金株）を用いた実質的な買収防衛策等 ー 合理的な理由がない取締役の員数増加・監査役の員数減少 ー 会計監査人の責任範囲の限定 <p>(3)会計監査人選任</p> <p>① 会計監査人選任に関する議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として賛成する。 ・ただし、法令違反・不祥事等により特に問題があると判断される会計監査人の選任には反対する。 <p>(4)株主提案</p> <p>① 株主提案に関する議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として個別に判断を行う。 ・株主価値向上に資する議案については、原則として賛成する。 	<p>○検討期間が無期限に延長されうる場合は反対。また、3期連続で東証一部上場銘柄の ROE 下位 1/3 分位未満の場合は、買収防衛策の内容にかかわらず反対。さらに、創業者等の経営者関係者が合計 20%超保有している場合、反対。</p> <p>○再任取締役に反対。</p> <p>○発行可能株式総数の大幅な拡大は発行済株式総数の2倍超を目安。非業務執行取締役および監査役（社内・社外）の責任範囲の限定、自己株式の取得は原則として賛成とする。また、資本減少・株式併合は財務健全性等の妥当性を、法定準備金の取崩しは機動性確保等の妥当性をそれぞれ考慮のうえ原則として賛成する。</p> <p>○当該監査人と同時に他の監査人を選定する場合や引継ぎ等により一定期間後に、他の監査人を選定する方針である場合を除き、原則反対。</p> <p>○株主提案に関する議案は、個別判断。</p>

ガイドライン	議案判断基準
<p>・株主価値向上以外の目的を持つと推測される議案（政治的問題解決・社会的問題解決等の目的）は原則として反対する。</p> <p>(5)法令違反・不祥事等</p> <p>① 法令違反・不祥事等への対応</p> <p>・企業の法令違反・不祥事等(※)が顕在化した場合、当該企業の株主価値が毀損される可能性が高く、その責を明確にして議決権を行使することにより、当該企業に対し適法かつ適切な経営が行われるよう求める。</p> <p>・当該企業に関しては、事実確認の他、再発防止等の体制の整備やその後の対応等を勘案の上で個別判断を行う。</p> <p>(※)法令違反・不祥事等について</p> <p>法令違反・不祥事等が発生し、株主価値の毀損もしくは社会的信用の失墜により経営上の影響が生じている場合を指す。</p> <p>具体的には、顧客（消費者含む）・取引先・債権者・従業員・地域社会等の利害関係者に対する作為・不作為による違法行為、その他社会通念上不適切であると認められる非道徳的行為により会社の社会的信用を失墜するに至った行為等のこと。</p> <p>具体例：総会屋への利益供与、贈収賄、談合、競争入札の妨害、脱税、詐欺、不正会計等の企業犯罪や非道徳的な行為</p> <p>なお、企業として組織上の関与あるいは責任構造に問題があった場合を対象とし、従業員・役員等の個人の責任に帰すべき行為は除外する。</p> <p style="text-align: right;">2016年10月1日制定 2017年6月30日改定</p> <p>当ガイドラインおよび議案判断基準は、当社の責任投資の運営に関する規程に基づき、議決権行使における考え方および判断基準等を定めたものである。</p>	<p>○メディアチェックにより対象企業を抽出。</p>